

令和6年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	不開示	存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R6. 9. 7	R6. 11. 6	<p>裁決（31総総法査第961号、2総総法査第49号、2総総法査第97号、2総総法査第218号、2総総法査第370号及び同第371号、2総総法査第375号、2総総法査第393号、2総総法査第405号及び同第406号、2総総法査第442号及び同第443号、2総総法査第476号、2総総法査第497号、2総総法査第534号、2総総法査第535号、2総総法査第542号、2総総法査第860号、2総総法査第886号、2総総法査第918号、2総総法査第921号、2総総法査第933号、2総総法査第946号、2総総法査第979号、2総総法査第981号、2総総法査第992号及び同第1059号、2総総法査第1005号及び同第1007号、3総総法査第4号及び同第34号、3総総法査第74号、3総総法査第84号、3総総法査第89号、3総総法査第116号、3総総法査第128号、3総総法査第133号、3総総法査第151号、3総総法査第160号及び同第247号、3総総法査第189号、3総総法査第191号、3総総法査第225号、3総総法査第226号、3総総法査第288号ないし同第292号、3総総法査第298号、3総総法査第335号、3総総法査第336号、3総総法査第337号、3総総法査第362号及び同第363号、3総総法査第376号、3総総法査第378号、3総総法査第402号、3総総法査第450号、3総総法査第459号、3総総法査第550号、3総総法査第574号、3総総法査第576号、3総総法査第612号及び同第613号、3総総法査第620号、3総総法査第637号、3総総法査第639号、3総総法査第647号及び同第675号ないし同第678号、3総総法査第664号及び同第665号、3総総法査第681号及び同第4総総法査103号、3総総法査第687号、3総総法査第695号、3総総法査第698号、3総総法査第719号、3総総法査第751号、3総総法査第786号、4総総法査第18号、同第82号、同第83号及び同第100号、4総総法査第67号、4総総法査第102号、4総総法査第122号、4総総法査第125号、4総総法査第127号、4総総法査第150号、4総総法査第163号、4総総法査第249号、4総総法査第278号、4総総法査第287号、4総総法査第339号、4総総法査第371号、4総総法査第404号、4総総法査第472号、4総総法査第504号及び同第638号、4総総法査第581号、4総総法査第660号、4総総法査第662号、4総総法査第692号、4総総法査第696号、4総総法査第699号、4総総法査第715号、4総総法査第739号、4総総法査第764号ないし同第767号、4総総法査第768号、5総総法査第3号、5総総法査第19号及び同第20号、5総総法査第68号、5総総法査第73号、5総総法査第80号ないし同第83号、5総総法査第86号、5総総法査第94号及び同第95号、5総総法査第96号、5総総法査第114号、5総総法査第116号、5総総法査第124号ないし同第130号、5総総法査第133号、5総総法査第134号、5総総法査第145号、5総総法査第164号、5総総法査第170号ないし同第176号、5総総法査第196号ないし同第202号、5総総法査第245号、5総総法査第250号、5総総法査第269号及び同第270号、5総総法査第275号、5総総法査第279号、5総総法査第284号、5総総法査第286号、5総総法査第287号、5総総法査第318号、5総総法査第319号ないし同第325号、5総総法査第336号、5総総法査第341号、5総総法査第382号ないし同第388号、5総総法査第389号、5総総法査第412号、5総総法査第448号、5総総法査第476号、5総総法査第486号、5総総法査第489号、5総総法査第516号及び同第590号、5総総法査第600号、5総総法査第654号、5総総法査第667号、5総総法査第693号、5総総法査第698号ないし同第701号）</p>	10821	1				1										(条例第7条第2号 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局総務部 法務課
2	R6. 10. 15	R6. 11. 11	新型コロナウイルス感染症対策関連経費に係る調査表（令和5年度分・区市町村ごとの個表）	276	1														総務局行政部 市町村課	
3	R6. 10. 29	R6. 11. 12	東京都の情報公開請求に対する開示判断について、令和3年1月1日から直近までにおいて東京都としての不開示部分の対象範囲に関する基準の変更を議論または決定した経緯に係る一切の資料				1												実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため 総務局総務部 情報公開課	
4	R6. 9. 24	R6. 11. 21	<p>1 19総防管第332号 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設（赤坂プレスセンター）への限定的立入りに関する現地実施協定の申請について</p> <p>2 20総防管第1228号 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定的立入りに関する現地実施協定の締結について（赤坂プレスセンター） LOCAL IMPLEMENTING AGREEMENT FOR LIMITED DISASTER PREPAREDNESS/RESPONSE ACCESS TO USFJ FACILITIES AND AREAS</p> <p>3 25総防管第782号 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定的立入りに関する現地実施協定再締結の申請について（赤坂プレスセンター）</p> <p>4 25総防管第1660号 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定的立入りに関する現地実施協定締結（更新）について（赤坂プレスセンター） ADDENDUM NO.1 TO LOCAL IMPLEMENTING AGREEMENT FOR LIMITED DISASTER PREPAREDNESS RESPONSE ACCESS TO USFJ FACILITIES AND AREAS</p> <p>5 28総防計第585号 災害準備のための在日米軍の施設及び区域への限定的立入りに関する現地実施協定締結について LOCAL IMPLEMENTING AGREEMENT FOR LIMITED DISASTER PREPAREDNESS ACCESS TO USFJ FACILITIES AND AREAS</p> <p>6 30総防計第91号 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定的立入りに関する現地実施協定再締結の申請について（赤坂プレスセンター）</p> <p>7 30総防計第243号 災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定的立入りに関する現地実施協定締結（更新）について（赤坂プレスセンター） ADDENDUM NO.2 TO LOCAL IMPLEMENTING AGREEMENT FOR LIMITED DISASTER PREPAREDNESS RESPONSE ACCESS TO USFJ FACILITIES AND AREAS</p> <p>8 5総防計第226号 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定的立入りに関する現地実施協定再締結の申請について（赤坂プレスセンター）</p> <p>9 5総防計第408号 災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定的立入りに関する現地実施協定締結（更新）について（赤坂プレスセンター） ADDENDUM NO.3 TO LOCAL IMPLEMENTING AGREEMENT FOR LIMITED DISASTER PREPAREDNESS RESPONSE ACCESS TO USFJ FACILITIES AND AREAS</p>	139	1							1	1						(条例第7条第3号 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第6号 都の防災対策に関する事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総合防 災部防災計画 課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不応答拒否	存否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
5	R6.11.13	R6.11.22	開示請求に関する総務局人事部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）					1	1									(条例第7条第2号 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局人事部 人事課
6	R6.11.14	R6.11.27	(1) 平成15年8月21日に日本行政書士会連合会が各単位会会長に発出したとされる「行政書士の適法な業務の推進について」（日行連発第595号と題する文書） (2) 日本行政書士連合会が平成19年2月27日に発出した「適正な業務範囲の遵守について（要請）」（日行連発第1370号と題する文書） (3) 平成24年に、日本弁護士連合会が日本行政書士連合会に対して発出した文書すべて (4) 広島県行政書士会が令和元年5月28日に発出した「行政書士の職能についての会長声明」及び「交通事故にかかる自動車保険請求手続についての会長声明」					1										実施機関において、当該公文書を保有しておらず、存在しないため	総務局行政部 振興企画課
7	R6.11.16	R6.11.29	組織改正及び東京都組織規程等の一部改正並びに東京消防庁の組織改正及び東京消防庁の組織等に関する規則の一部改正について（令和5年4月1日及び7月1日付）	366	1														総務局人事部 調査課
8	R6.11.11	R6.11.29	過去に東京都愛の手帳非該当に対する不服申し立てとして審査請求・裁判を行った方々の判例集一式（東京都共同電子申請・届出サービス 保有個人情報開示請求 2024年10月16日18時15分）					1										実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 法務課